

# 白岡市建設工事等最低制限価格制度実施要領

令和5年3月27日決裁

## (目的)

第1条 この要領は、白岡市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び土木施設維持管理に係る入札を執行するにあたり、最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。
- (2) 土木施設維持管理 道路、河川、砂防、上下水道、公園施設等の機能及び構造の維持及び保全を図るための業務委託をいう。
- (3) 落札者 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者（白岡市建設工事請負制限付事後審査型一般競争入札執行要綱（平成23年白岡町告示第120号）第10条第2項の落札候補者を含む。）をいう。
- (4) 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- (5) 下限値 第4条第1項第1号ただし書における10分の7.5及び同条第2号における10分の7.5をいう。

## (対象となる入札)

第3条 最低制限価格制度の対象は、次に掲げる入札とする。

- (1) 工事に係る競争入札。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 総合評価方式による入札
  - イ その他市長が特に必要と認めた入札
- (2) 土木施設維持管理に係る競争入札

## (最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次に掲げる額とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次のアからエまでの合計額に100分の110を乗じた額。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額（円未満切捨て）

(2) 前号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額。

2 前項の規定による最低制限価格の算出に当たっては、前項第1号のアからエまでの額を合計した額（以下「合計額」という。）に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨て、当該端数処理後の額に100分の110を乗じるものとする。この場合において、同号ただし書及び同条第2号の予定価格は税抜きとする。

3 前項の規定にかかわらず、下限値を使う場合又は前項の規定により算出した端数処理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、合計額に生じた1,000円未満の端数を切り上げ、当該端数処理後の額に100分の110を乗じるものとする。

（予定価格の様式への最低制限価格の記載）

第5条 予定価格の様式には、税込みの実施額、税込みの予定価格、税抜きの予定価格、税込みの最低制限価格及び当該最低制限価格に110分の100を乗じた金額を記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札指名通知に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

（落札者の決定）

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつ

て入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は抽選によるものとする。

(要領の公表)

第8条 この要領は、公表するものとする。

(その他)

第9条 土木施設維持管理以外の維持管理業務委託であっても、積算根拠が埼玉県が発行している積算基準に基づき算出されているもの（積算基準に示される体系に従い見積徴取しているものを含む。）は、市長の判断により、この要領を適用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。